

岐阜市災害見舞金支給内規

昭和51年 9月22日決裁

昭和55年 4月 1日決裁

平成10年 4月13日決裁

平成22年11月18日決裁

岐阜市民が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害又は人災で市長が災害と認めたものにより、被災したときは、この内規に定めるところにより、災害見舞金を支給する。

1 支給対象

- (1) 住家が、全壊（全焼・全損）、流失、埋没、半壊（半焼・半損）、半埋没、床上浸水等により、被災したとき。
- (2) 前号に起因し、市民が負傷（1月以上の治療を必要とする旨の医師の判定のある場合に限る。）又は死亡したとき。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、市長が支給の必要を認めたもの。

2 支給額

- (1) 住家の被害が全壊（全焼・全損）、流失又は埋没の場合 1世帯 30,000円
- (2) 住家の被害が半壊（半焼・半損）又は半埋没の場合 1世帯 20,000円
- (3) 住家の被害が床上浸水の場合 1世帯 10,000円
- (4) 前3号の規定にかかわらず、被災世帯が生活保護世帯にあつては、それぞれの基準額に5割相当額を加算した額
- (5) 市民が負傷したとき。 1人につき 20,000円
- (6) 市民が死亡したとき。 1人につき 40,000円

3 適用除外

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条第1項の規定により被災者生活再建支援金の支給を受ける者及び岐阜市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱（平成17年2月10日決裁）第4条の規定により被災者生活・住宅再建支援金の支給を受ける者にあつては、前項第1号から第4号までの災害見舞金を支給しない。

附 則

この内規は、昭和51年 9月22日から施行する。

附 則

この内規は、昭和55年 4月 1日から施行する。

附 則

この内規は、平成10年 4月13日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年11月18日から施行する。